

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

近年、わが国では、女性の社会進出による共働き家庭の増加や経済構造の変化などにより、子どもたちが生まれ育つ家庭や地域の環境が大きく変化してきています。

厚生労働省は、日本人女性1人が生涯に産む子どもの平均数を示す「合計特殊出生率」が平成15年に1.29に低下し、長期的に人口を維持できる水準2.07を大きく下回る数値となったことを発表しました。

少子化の原因としては、晩婚化の進行等による未婚率の上昇があげられ、その背景には、結婚に関する意識の変化と併せて、固定的な性別役割分担を前提とした職場優先の企業風土、核家族化や都市化の進行等により、仕事と子育ての両立の負担感や、子育てそのものの負担感が増大していることがあるものと考えられます。

このような少子化の進行は、人口の減少、高齢化の進展、社会保障への負担の増大、若年労働力不足による経済力の低下等といったような社会への様々な影響が懸念されています。また、子ども自身にとっては、地域との関わりや仲間同士でのふれあいの機会が減少し、子どもの自主性や社会性が育ちにくくなるなど、子どもの健やかな成長への影響が懸念され、早急な対応が求められています。

こうした中、急激に進行する少子化に対し、政府は平成6年に「今後の子育ての支援のための施策の基本的方向について(エンゼルプラン)」を発表したのを皮切りに、「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方(緊急保育対策等5か年事業)」(平成6年)、児童福祉法の改正(平成10年)、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について(新エンゼルプラン)」(平成11年)などにより、子育ての負担軽減や、子どもを産みたい人が産めるようにするための環境整備に重点を置いた少子化対策を実施してきました。

しかし、この間にも合計特殊出生率の低下にみられる少子化の進行は依然として続き、また、これまで少子化の主たる要因であった晩婚化に加え、「夫婦の出生力そのものの低下」という新しい現象が確認され、これにより今後一層少子化が進行すると予測されたことから、平成14年には少子化対策基本方針の下でもう一段の少子化対策を推進するための「少子化対策プラスワン」が取りまとめられました。

さらに、平成15年7月には地域における子育て支援の強化を図るための児童福祉法の改正とともに、地方公共団体及び企業における10年間の集中的・計画的な取組を促進するための「次世代育成支援対策推進法」が成立し、国や地方自治体及び一定規模以上の企業は「行動計画」の策定が義務づけられることとなりました。

2 計画の性格

本計画は次世代育成支援対策推進法第8条に基づき、すべての子どもと子育て家庭を対象とし、子育ての意義について理解が深められ、子育てに伴う喜びが実感されるための施策の方向性を体系化して示す、市町村次世代育成支援行動計画です。

3 計画の整合性

本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づき、県の「埼玉県次世代育成支援対策行動計画」及び市の関連計画との整合性を図りながら策定しています。

4 計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」において市町村が策定する行動計画は、10年間の集中的・計画的な取り組みを推進するものですが、5年を1期として策定するものとされています。本計画は、平成18年1月10日の本庄市・児玉町合併にともない、平成17年度を初年度として策定された両市町の計画を統合し、平成21年度を目標年度とする5年間の計画（前期計画）を策定したものです。

次回は、平成21年度までに計画の見直しを行い、平成22年度から平成26年度までの5年間の計画（後期計画）を策定するものとします。

■ 計画の期間

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
本庄計画	新本庄市計画（前期計画）								
児玉計画									
（統合）					新本庄市計画（後期計画）				
				（見直し）					

5 計画の策定体制

(1) 策定委員会の設置

本計画の前身である「本庄市次世代育成支援行動計画（合併前版）」、「児玉町次世代育成支援行動計画」とともに策定にあたっては、議会代表者、関係機関代表者、各種団体の代表者、住民の代表であるサービス利用者の参画による次世代育成支援行動計画策定委員会及び庁内各関係課の代表からなる次世代育成支援行動計画策定庁内検討会議を設置し、計画内容の検討を行いました。

(2) 実態・要望等の把握

就学前児童及び小学校児童の保護者に対し、子育ての状況、子育て支援サービスに対するニーズと要望を把握するために、平成15年度にアンケート調査を行っています。

■ 調査の概要

○ 調査の対象者と調査方法

就学前児童の保護者：無作為抽出し、郵送による配布回収をした。

小学校児童の保護者：無作為抽出し、郵送による配布回収をした。

(旧)本庄市分	就学前児童	小学校児童
調査対象者数	1,200人	1,200人
調査回収数	535人	472人
回収率	44.6%	39.3%

(旧)児玉町分	就学前児童	小学校児童
調査対象者数	800人	800人
調査回収数	480人	485人
回収率	60.0%	60.6%

6 基本理念

- ・ 安心して子どもを生み育てることができる
子育て支援社会づくり
- ・ 健やか子育て 楽しい子育て
みんなで支える本庄市
- ・ 子どもが 親が 地域が とともに育つ
みんなで子育て 自然豊かな本庄市

子どもは生まれながらに無限の可能性を持ち、未来を担う貴重な存在です。

そこで、子どもたちが自らの可能性を伸ばし、未来に向かって夢と希望を抱き、自然や人へのやさしさを持ちつつ、たくましく、いきいきと育っていけるように、子どもの利益を尊重し、個性を最大限生かすことのできるまちづくりを目指します。

また、親が安心して子どもを生み、育てられる環境の整備を推進し子育ての喜びを実感できるまちづくりを進めます。

さらに、地域全体で子育て家庭を支え合うことができる仕組みを構築します。

このような観点から、地域社会の輝く未来に向けて、子どもと親と地域が育つ子育て支援を目指します。

7 基本的視点

・行動計画推進において重視すべき視点

(1) 子どもの視点

すべての子どもが尊重され、子育て支援が真に子どもが幸せに育つためのものであるように、子ども自らの成長を応援し、子どもの視点を大切にした取り組みを推進します。

(2) 保護者の視点

仕事と子育てを両立している家庭とともに、家で子どもの面倒をみている家庭に対しても支援を進め、子どもを育てるすべての保護者が子育ての第一義的責任を有するとの認識のもとに、自らの温かな手で子育てできることを応援する取り組みを応援します。

(3) 次代の親づくりの視点

子どもたちが次代の親となり、将来のまちづくりにとって欠かせない存在であることを一人ひとりが認め、子どもたちが豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるように、長期的な視点に立って子どもの健全育成を推進します。

(4) 地域の視点

保護者が孤立することがないように、地域のあらゆる社会資源を活用してそのネットワークを強化し、明るい子育ての環境づくりを推進します。

8 体系図（基本理念及び基本方針）

基本理念

・安心して子どもを
・健やか子育て 生み育てることが
・子どもが親が できる子育て 支援社会づくり
・子どもが親が 楽しい子育て みんなで
・子どもが親が 地域がともに育つ 支える本庄市
・子どもが親が 自然豊かな本庄市

基本方針

基本目標 1

地域における子育ての支援

基本施策

- (1) 地域における子育て支援サービスの充実
- (2) 仕事と子育ての両立の推進
- (3) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し
- (4) 子育て支援のネットワークづくり
- (5) 児童虐待防止対策の充実
- (6) ひとり親家庭等の自立支援の推進
- (7) 障害児施策の充実

基本目標 2

親と子の健康確保及び増進

基本施策

- (1) 子どもや母親の健康の確保
- (2) 「食育」の推進
- (3) 思春期保健対策の充実
- (4) 小児医療の充実

基本目標 3

子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

基本施策

- (1) 次代の親の育成
- (2) 児童の健全育成
- (3) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- (4) 家庭や地域の教育力の向上
- (5) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

基本目標 4

安全・安心まちづくりの推進

基本施策

- (1) 良質な住宅及び居住環境の確保
- (2) 子どもの交通安全を確保するための環境の整備と活動の推進
- (3) 子どもを犯罪等の被害から守るための環境の整備と活動の推進
- (4) 被害に遭った子どもの保護の推進